

「証券CFD取引約款」の一部改正について

平成22年12月18日

(下線部分変更)

新	旧
<p>第4条(リスクと自己責任の確認) お客様は、本取引の特徴、仕組み、および次に掲げる事項および本約款の内容を十分理解し、また承認したうえでお客様の判断と責任において本取引を行うものとします。</p> <p>(1)対象とする株価や株価指数の変動、または金利調整額、<u>配当金調整額</u>の受払いにより差損を生じ、投資元本を割り込むことがあるだけでなく、投資元本以上の損失を被ることがあること。</p> <p>(2)当社の証券CFD取引は市場取引ではなく店頭取引であるため、他社や取引所の取引価格や金利調整額、<u>配当金調整額</u>などが当社のもものと異なる場合があること。</p>	<p>第4条(リスクと自己責任の確認) お客様は、本取引の特徴、仕組み、および次に掲げる事項および本約款の内容を十分理解し、また承認したうえでお客様の判断と責任において本取引を行うものとします。</p> <p>(1)対象とする株価や株価指数の変動、または金利調整額の受払いにより差損を生じ、投資元本を割り込むことがあるだけでなく、投資元本以上の損失を被ることがあること。</p> <p>(2)当社の証券CFD取引は市場取引ではなく店頭取引であるため、他社や取引所の取引価格や金利調整額などが当社のもものと異なる場合があること。</p>
<p>第9条(取引銘柄)</p> <p>3. 前項の措置に付随して、相当の期間経過後を決済期日として定める場合がございます。その場合、お客様は当該決済期日までに建玉を決済するものとし、期日までに決済がない場合は当社の任意で決済できるものとします。</p>	<p>第9条(取引銘柄) (新設)</p>
<p>第12条(取引価格)</p> <p>5. 取引価格が対象となる原資産が同時点において金融商品取引市場において取引されている価格から5%以上乖離した場合はバグレートとみなし、バグレートによって成立した取引を全て無効とさせていただきます。但し、<u>原資産が株価である場合は、原資産が同時点において金融商品取引市場において取引されている価格から30%以上乖離した場合をバグレートとみなすものとします。</u></p>	<p>第12条(取引価格)</p> <p>5. 取引価格が対象となる原資産が同時点において金融商品取引市場において取引されている価格から5%以上乖離した場合はバグレートとみなし、バグレートによって成立した取引を全て無効とさせていただきます。</p>

<p>第12条の2 (参考価格)</p> <p>1.前条の取引価格を提示できない場合、当社は約定が見つからない価格を参考価格として提示します。</p> <p>2.参考価格を提示する場合には当社が別途定めるものとします。</p> <p>3.参考価格については本約款に定めるロスカットルール及び各種注文方法の条件成就の判断の対象とみなされないものとします。</p> <p>4.参考価格が提示されている場合は、取引価格の提示がないものと扱うものとします。</p>	<p>(新設)</p>
<p>第20条の2 (追加証拠金)</p> <p>1.当社は、毎営業日(祝日は除く、以下同じ)建玉を保有しているお客様に対し取引時間終了時点での口座状況の確認を実施し、同時点における時価評価総額が当社が別途定める基準を下回った場合、お客様は当該基準を上回る額まで追加証拠金の預託をするものとします。</p> <p>2.お客様は前項に定める追加証拠金を、当該追加証拠金発生日の翌営業日午前3時までに預託しなければならないものとします。また、追加証拠金の預託は本口座への預託をもって完了するものとし、お客様の当該口座以外の口座(株式取引口座(株式現物取引及び株式信用取引に係る口座をいいます。以下同じ。)等をいいます。以下、「その他口座」といいます。)に追加証拠金相当額の以上の振替余力が存在している場合であっても、お客様ご自身による振替手続が行われない場合、追加証拠金の預託がないものとして取り扱います。</p> <p>3.前項の日時までに追加証拠金の預託を当社が確認できない場合、当社はお客様に通知することなく、すべての建玉を当社の任意に処分し、またはその他口座からの振替を行い、それを適宜債務の弁済に充当することができるものとします。</p> <p>4.お客様は、追加証拠金の預託をするまで、新規建注文、及びその他口座への証拠金の振替はできないものとします。</p> <p>5.第2項の日時は原資産市場の取引終了時間が通常とは異なる日等には、当社が当該日時とは異なる追証期限を定めることがあり、その場合は事前に通知するものとします。</p>	<p>(新設)</p>
<p>第27条の2 (配当金調整額)</p> <p>配当金調整額については、当社が別途定めるものとします。</p>	<p>(新設)</p>

以上